

組合員証等の返納先が変更になります！

組合員証等（※）の返納先の変更

組合員証等回収業務の委託化に伴い、2022年8月1日より、組合員証等の返納先が変更となります。

※ 組合員証等とは、「組合員証（保険証）」、「組合員被扶養者証（保険証）」、「高齢受給者証（保険証）」、「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」及び「一部負担金等免除証明書」となります。

組合員証等の返納先

【返納先住所等】

2022年7月31日まで	2022年8月1日から
〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合共済センター被扶養者担当	〒100-8782 日本郵便株式会社 銀座郵便局 私書箱第786号 日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当

<ご注意>

- 国家公務員共済組合法施行規則第93条により、組合員は（略）組合員等の資格を喪失したときは、共済組合から発行された組合員証（保険証）、被扶養者証（保険証）、限度額適用認定証等を、遅滞なく、速やかに共済組合に返納しなければならないとされております。
- 資格喪失後の組合員証等は無効となり、病院等で使用した場合は、不正使用として共済組合が負担した額（総医療費の7割～9割）を返還していただくこととなるほか、刑法上の犯罪に該当することがありますので、ご注意ください。
- 手続等の詳細は共済組合 HP もご参照ください。

[HOME](#) ⇒ [組合員証等の再交付/返納](#) ⇒ [●返納について](#) ⇒ [返納方法](#)

【問い合わせ先】

日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当
〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
Tel: 0120-97-8484 (通話料無料 平日 9:00～18:00)